

西九州大学研究費不正使用防止における責任体系について

西九州大学の研究費不正使用防止における責任体系について、平成19年11月1日制定の「西九州大学研究費不正使用防止規程」の第4条～第7条に基づき、以下の表のとおりとする。

| 職権 | 職名 |
|----------------|-------------|
| 最高管理責任者 | 学長 |
| 統括管理責任者 | 事務局長 |
| コンプライアンス推進責任者 | 学部長及び研究科長 |
| コンプライアンス推進副責任者 | 学科長及び研究科専攻長 |

(平成28年4月21日改正、平成28年4月1日から適用する)